

多文化共生社会における保育者のあり方に関する検討

～外国籍保育者の受入について～

武 小燕

摘要：日本社会に若い外国人または外国とつながりのある住人が増えている。子育て世代の外国人の多くは子どもを日本の保育園や幼稚園に預けた際に、言葉のコミュニケーション、文化的慣習や価値観の相違、アイデンティティの確立などの悩みを抱えていることが多くの現状調査で明らかにされている。そこで、外国籍保育者の活用を通して現状改善が図られないだろうか。こうした問題意識の下で、筆者は外国籍保育者の受入を妨げる要素を養成と就職の2段階を分けて検討した。その結果として、保育者の養成と就職のいずれも国籍制限がないが、実際に在留資格と国籍条項の制限で外国籍保育者の就職は不利な立場にある。就職の不利は養成校の養成意欲を抑え、結果的に保育者養成校では留学生などの外国籍学生に対する受入が消極的な態度になる。しかし、実際に働いている外国籍保育者の事例を通して、外国籍保育者が直面するハンディは克服不能のものではなく、むしろ多文化保育・教育の推進に非常に積極的な影響を与えていることが分かった。外国籍保育者の養成と就職制限の緩和は多文化する日本社会の課題に対応だけでなく、保育士不足、大学入学者の減少、保育者養成の国際貢献にも対応できる一石四鳥の対策になりうると考える。

キーワード： 外国籍保育者 多文化 保育者養成 在留資格 国籍条項

I. 課題意識と研究目的

日本社会は単一民族だと言われているが、近年外国人住民をよく見かけるようになった¹。筆者が持っている「多文化保育」の授業で学生たちに外国人と触れ合うことの有無を尋ねると、殆ど小中高校やアルバイト先に外国人の知合いや友達がいるという返事になっている。実際に地方の町では新生入生63人のうち外国籍児童が46人もいるような小学校²が現れ、外国人労働者がいないと生産現場が回らなくなるという話もよく耳にするようになった。

外国人の増加は1989年に入国管理法が改正されてから顕著である。2016年末現在在留外国人は2,382,822人に上り、過去最高となった。訪日観光客のニュースにもぎわっているが、この統計には訪日観光客等の短期滞在者が含まれておらず、在留期間が3ヵ月以上の中長期在留者の数

字である。在留資格でみるとそのうち「永住者」は 30.5%、「特別永住者」³は 14.2%、「日本人の配偶者等」は 5.8%、「家族滞在」は 6.3%である⁴。つまり、在留外国人の約 6 割は特別永住者、永住者または彼らや日本人の家族である。これは言い換えれば、在日外国人の大半は一時的に日本社会を通り過ぎる異邦人ではなく、日本人とともにこの社会で生活基盤を築いていく住人であることを意味する。また、在日外国人は相対的に若いという特徴をもつ。名古屋市を例にすると、人口全体の年齢構成のピークは 40 代と 60 代だが、外国籍人口は 20 代～30 代に集中している(図 1)。2016 年 12 月現在人口全体の平均年齢は 45.2 歳だが、外国籍人口は 37.0 歳で全体平均より 8 歳ほど若い⁵。外国籍人口のほうは子育て年齢層の割合が高いため、今後外国につながる子どもがさらに増え、全体での比例が上がっていくことが予想される。実際に名古屋市における 0～14 歳の人口増減をみると、全体は低下傾向であるのに対し、外国籍人口は増え続けていることが分かる(図 2)。

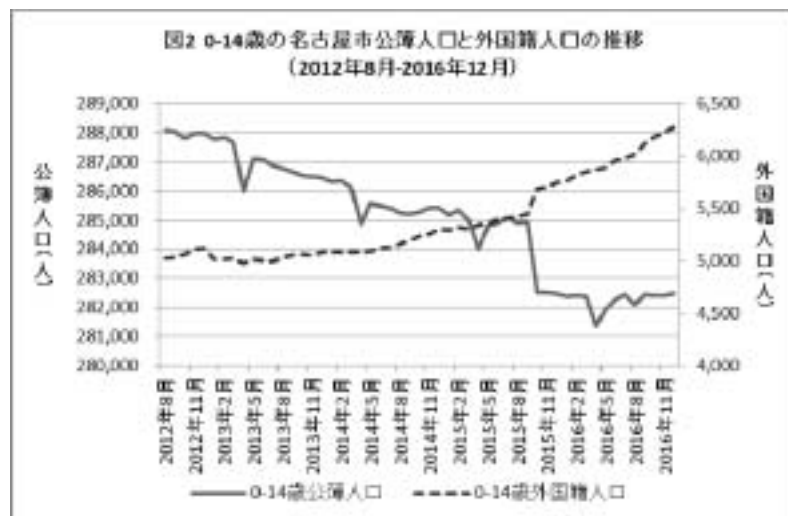


図1・図2の出所：名古屋市の統計データに基づいて筆者作成。http://www.city.nagoya.jp/shisei/cate_gory/67-5-5-7-0-0-0-0-0-0.html (2017年3月1日閲覧)

注：公簿人口には外国籍人口を含む(筆者が2017年3月6日に名古屋市の統計係に電話で確認した)。

外国人住民の増加に対して日本社会はいかなる姿勢を取っているのだろうか。1990年代以降外国人の受入政策は次第に緩和され、日系人とその家族、留学生、技能実習生等が増えている。さらに政府は2008年に看護と介護の労働現場を開放し、2012年に高度人材ポイント制で優秀な外国人の獲得に乗り出した。これらの政策によって在日外国人の人数も活躍の場も増えつつある。しかし、日本政府は移民政策を取るというスタンスではない。2016年2月16日の衆議院本会議では、現任の安倍総理は外国人材の受入を進めていくと語った上で「安倍政権は、いわゆる移民政策をとることは全く考えておりません」と明言した⁶。また同年10月18日の国会答弁で安倍は改めて「移民政策について毛頭考えていない」と表明した⁷。ところが、国連では移民に関する正式な定義をしていないものの、「多くの専門家は、移民の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々を国際移民とみなす」と指摘した上で、3カ月から12カ月間の移動を短期的移住、1年以上にわたる居住国の変更を長期的移住と区別するのが一般的だと述べている⁸。つまり、日本政府が3カ月以上の中長期滞在者を対象に統計した在日外国人は、国際的には移民とみなされているのである。実際に移民を受け入れながらもそれを移民として認めないというダブルスタンダードが日本政府の外国人政策の特徴だといえる。このダブルスタンダードによって外国人を受け入れた後の行政上の支援が不足し、さまざまな困難に直面する外国人住民への支援の多くは民間団体によってなされている。

外国人住民が直面する困難の一つは子育てである。異国での子育ては滞在国と母国の言語取得、アイデンティティの確立、価値観の相違、不安定な人生設計など様々な課題を抱えている。山岡テイらが2000年と2010-11年に2度行った多文化子育て調査では、外国的文化背景をもつ保護者の多くは母語の教育・文化の習得、日本の文化・習慣への適応、在園時のいじめについて不安を抱えていることを指摘した⁹。また、学校を居場所とすることのできない外国人の子どもたちの不登校が注目されている¹⁰。外国人住民が直面する課題に目をつぶったままで迎えられた事件として1999年の保見団地事件¹¹が知られており、最近になっても岐阜県可児市における外国人子ども児童労働¹²が報道されている。子育てや教育へのサポートは、長い目で見ると社会統合と人的資本の蓄積ひいては社会の活性化に有利に働くが、実質的に移民政策を進めている日本政府が外国人住民の子育てに無関心であることは得策とは言えない。少子高齢化の現状と日本社会の行方を見通した上で、多様な文化的背景の人々が歩み寄る文化的調整のアコモデーション理論で多文化社会を構築することは避けられないのであろう。

子育てでは家庭・地域・児童福祉施設または学校の連携が大切であるが、外国人住民は不自由な日本語や希薄な人間関係の影響でその連携がうまくいかないことが多い。そこで、外国籍保育者を活かすことができないのだろうか。外国人保育士や国際保育者をテーマとした研究はこれま

でなされてきたが、主に日本人の子どもに向けた英語教育を念頭にしたものである¹³。ところが、保育同様に人手不足の看護や介護の現場では経済連携協定（EPA）の下で 2008 年度からインドネシア、フィリピン、ベトナムから働く外国人を受け入れ始めた。異文化背景をもつ子どもが増えると同時に人手不足に悩む保育の現場でも、今後外国籍保育者のニーズが高まっていくのであろう。実際に 2014 年 6 月に日本政府は「日本再興戦略」の改定版を閣議決定した際に次のことを求めている。すなわち、「保育士不足解消に向けての対応強化」という項目の中でとりあえず認可外施設を対象とするが、「認可外保育施設指導監督基準において従事者の概ね 3 分の 1 以上配置しなければならない保育士等に、外国での保育士資格を持つ外国人を含めることについて速やかに検討」するという指示が出された。ただし、検討の末、実際に外国で得られた保育士資格を容認することには至らなかった¹⁴。

では、外国籍保育者を迎える際にどのような課題が存在しているか。本文では多文化社会における保育者の在り方を検討し、外国的文化背景をもつ子どもを含むすべての子どもの発達を保障し、より開かれた保育へと進めるための外国籍保育者を受け入れる可能性について検討する。

II. 外国籍保育者の資格取得と就職

保育者という言葉は保育関係の世界で当たり前のように使われているが、その対象が必ずしも明確なものではない¹⁵。本文では保育者の定義を詳論するものではなく、便宜上保育所、幼稚園、認定こども園で保育や幼児教育に携わる保育士、幼稚園教諭、保育教諭を保育者という。日本では保育者として勤めるには資格取得と就職の 2 段階があり、さらに保育士、幼稚園教諭、保育教諭の所管が異なり、それぞれの依拠する法令が異なる。外国籍保育者の資格取得と就職に関する制度上の制限の有無を確認し、その現状と課題について検討する。

II-1 外国籍保育者の資格取得について

まず、保育士の資格取得については児童福祉法によれば次の 2 つの方法がある。1 つは指定保育士養成施設の学校などで所定の科目を履修して卒業すること。もう 1 つは年に 1 回以上行われる保育士試験に合格することである。保育士の欠格事由にも保育士試験の受験資格にも国籍の制限はない。つまり、制度上は国籍を問わず外国籍でも保育士の資格取得が可能である。実際に、次のような、保育士を目指す外国籍の若者等を対象とした奨学金を設けている団体もある。

横浜 YMCA は公益財団法人かながわ国際交流財団と協働で、「外国につながる若者が自身の背景や経験を生かし、保育士として地域社会で活躍することをめざすことのできるように、2015 年に「神遊協・神福協奨学金」を設けた¹⁶。ここでいう外国につながる若者とは、応募資格によれば外国籍の者¹⁷と「日本国籍の者で本人・両親のどちらかが、元外国籍または外国出身」の者を指す¹⁸。奨学金の趣旨では、外国につながる子どもの多い県内の保育園では「多様な文化を大

切にする豊かな保育園づくりの担い手として、また、外国人保護者の強い味方として（中略）異なる文化やことばのかけはしとして活躍」¹⁹することが期待されている。在学中に日本語学習のサポートを含めた学習支援を行い、将来地元の多文化保育に貢献することが望まれている。この奨学金の協力実施校はYMCA健康福祉専門学校と横浜YMCAスポーツ専門学校である。

幼稚園教諭の資格取得については、教員養成制度に則って文部科学省が指定した教員養成機関の大学等で所定の科目を履修して卒業することが必要である。学校教育法や教育職員免許法で示された教員の欠格事由には国籍に関する規定がない。つまり、幼稚園教諭は保育士同様に制度上国籍の制限がなく、外国籍でもその資格取得が可能である。

ところが、保育士も幼稚園教諭も制度上は外国籍保育者の資格取得を制限する法令がないものの、実際に外国籍保育者の養成に取り組んでいる養成校があまり見られない。前述のYMCA健康福祉専門学校と横浜YMCAスポーツ専門学校は例外だと言える。筆者が勤める短大にも一般企業への就職をメインとする他学科には留学生の募集があるものの、保育者養成の学科にはない。外国籍保育者の養成を躊躇する養成側にとって、外国籍学生の日本語能力、実習指導、就職支援などの様々な課題があり、決して容易なことではない。特に就職は学校の支援だけでは限界があり、在留資格を含みいかなる手続きが必要か、外国籍保育者を受け入れてくれる学校や施設があるかどうか大きな要素である。少子化を迎え、卒業生の就職率は大学のアピールポイントにもなっている今日では、外国籍学生を職場までに送り出せるかという確信がないなかで外国籍保育者の養成が躊躇される。

認定こども園に務める保育教諭の状況も同様である。では、外国籍保育者の就職にあたり、いかなる課題があるのだろうか。

II-2 外国籍保育者の就職について

① 在留資格の制限

外国人が日本に滞在するには例外なく、一定の在留資格が必要である。留学生を保育者として養成して就職させる場合に、学業終了後、在留資格を「留学」から別の就労ビザに変更する必要がある²⁰。

入国管理法では特別永住者以外の在留外国人に対して27の在留資格を設けている。それらは大きく分けると、身分または地位によって得られる在留資格（以下、身分関係ビザと略す）と就労や留学などの特定の活動によって得られるものの2種類がある。まず、身分関係ビザとは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の4つである。この4つは特別永住者と同様に日本における活動の制限がなく、自由に就職できるため、保育者に勤めることが可能である。次に、就労ビザのなかでもっとも保育者の仕事内容と関係の近いのは「教育」と「技術・人文知識・国際業務」であるが、表1で示された通り、前者は主に語学教師、後者は主に技術や人文知識の専門性を生かす活動又は国際業務の従事者が想定されている。保育者の事例はここで明示されていない。実際に、留学生の就職をサポートする会社の中に保育士の就労について

は「該当する在留資格なし」と明言するところが多い²¹。幼稚園教諭についても保育士同様でグレーゾーンである。

表 1 特別永住者のほかに外国籍保育者として必要な在留資格または保育者の仕事内容と関係性の近い在留資格

種類	在留資格	該当例	認められる活動	在留期限
身分関係 ビザ	永住者	特別永住者以外の、法務大臣から永住の許可を受けた者	制限なし	無期限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子		5年、3年、1年又は3月
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子		5年、3年、1年又は3月
	定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等		5年、3年、1年、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）
種類	在留資格	該当例	認められる活動	在留期限
就労ビザ	教育	中学校・高等学校等の語学教師等	本邦の小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年又は3月
	技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者，通訳，デザイナー，私企業の語学教師，マーケティング業務従事者等	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野若しくは法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月

出所：入国管理局ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.html>（2017年8月12日）

② 国籍条項の制限

資格を取得し、かつ必要な在留資格を持っていても、外国籍保育者は公立園に就職する際にもう一つの課題を抱えている。国籍条項という壁である。国籍条項とは公務員になる人が日本国籍の所有者に限るという制限であるが、外務公務員以外に法律上の根拠がない。国籍条項は戦後「各国の通例」とみなされ、長い間「当然の法理」として解釈されてきたが、ヨーロッパでは欧州統合と人権保障の取組みにつれ、1980年代以降外国人の公務就任がむしろ「新たな当然の法理」として認められるようになっていく²²。日本では、1991年に文部省通知で公立校の教員採用試験の受験資格から国籍条項を削除し、1996年に白川自治大臣談話で国籍条項に対する地方自治体の自主判断を求めて以来、自治体の裁量で国籍条項を撤廃する動きが広がった。名古屋市は1998年、愛知県は2001年に撤廃した²³。2010年12月末現在民間団体の調査によれば、愛知県では一部の業種を除き、すべての自治体で地方公務員採用の国籍条項が撤廃されており、調査時点で県内

に行政職 5 名、教員 14 名、医療職 16 名、保育職 3 名の計 38 名の外国籍公務員がいることが示された²⁴。国籍条項は撤廃されたものの、採用人数がまだ少ない。また、国籍条項は完全に撤廃されているとは言えない。前述した 1991 年の文部省通知では受験資格から国籍条項を削除したものの、日本国籍を有しない選考合格者は定年まで「常勤講師」に任用されると規定し、管理職への昇格が制限されている。

表 2-1 国籍条項に関する認識の変化

時期	回答者	根拠	公権力の行使や国家意思の形成 参画に携わる公務員になれるか	左の以外の公務 員になれるか
S23 年	法務省調査意見長官	各国の通例	×	×
S27 年	自治省公務員課長	制限規定なし	○	○
S28 年	内閣法制局	当然の法理	×	○
S48 年	自治省公務員第一課長	当然の法理	×	—
S54 年	大平正芳内閣総理大臣	当然の法理	×	○

表 2-2 国籍条項撤廃の主な動き

時期	主体	内容
S54-S63 年	大阪府（大阪 市以外）	一般事務職員の採用試験の受験資格から国籍条項を削除。
S57	国会	国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法を公布。
S59 年以 降		医師や看護婦、外勤の郵便局職員の国家公務員は認められる。医師や看護婦などの技術職、バス運転手や造園作業員などの現業職には国籍条項をなくす自治体が増加。
H3 年	文部省通知	公立校の教員採用試験の受験資格から国籍条項を削除。常勤講師として任命。
H5 年	大阪市	公権力の行使や地方公共団体の意思形成へ参画する可能性のない職種を新設。
H8 年	川崎市	消防職を除く一般事務職に国籍条項を撤廃。
H8 年	白川自治大臣 談話	地方公共団体による具体的な判断を求める。 それ以降、自治体の裁量で国籍条項を撤廃する動きが拡大。
H9 年	東京高裁	東京都の管理職試験の国籍条項を違憲・違法と判決（2005 年最高裁では合法）。

表 1 と表 2 の出所：次の文献を基に筆者が整理。高乗智之「外国人の公務就任をめぐる法的問題」『高岡法学』第 33 号、2015 年 3 月、pp.1-23。近藤敦「ヨーロッパにおける外国人の公務就任」『エコノミクス』1997 年 8 月、pp.217-218。「国際化に対応 大分市長、一般事務職に国籍条項撤廃検討を表明」『朝日新聞』1997 年 3 月 18 日、「大分」面など。

公立園の保育者になるために教員採用試験もしくは公務員試験に合格する必要がある、容易なことではないが、外国籍保育者の前に更に国籍条項という大きな壁が立ち上がっており、その採用や昇任が制限されてしまう。一方、21 世紀以降新自由主義の下で進展されてきた構造改革の影響で、従来公立中心の保育所は 2008 年以降私立園の数が過半数になった。幼稚園と 2006 年以降登場した認定こども園はもっぱら私立中心である。表 3 で示された通り、今日保育所・幼稚園・認定こども園のいずれも私立は 6 割を超えている。私立化が進む今日に、外国籍保育者が活躍する場がより広がっていると言える。

表3 全国における保育所・幼稚園・認定こども園の公私立の割合

	保育所		幼稚園		認定こども園	
	数	%	数	%	数	%
公立	9,091	35.5	4,176	37.1	703	17.6
私立	16,489	64.5	7,076	62.9	3,298	82.4
合計	25,580	100.0	11,252	100.0	4,001	100.0

出所：厚生労働省「平成 27 年社会福祉施設等調査の概況」、文部科学省「学校基本調査—平成 28 年度結果の概要—」、内閣府「認定こども園の数について（平成 28 年 4 月 1 日現在）」に基づいて筆者作成²⁵。

注：①保育園は H27 年 10 月 1 日現在、幼稚園は H28 年 5 月 1 日現在、認定こども園は H28 年 4 月 1 日現在のデータである。

②保育所のデータには幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所が含まれる。

③幼稚園の公立のデータには 49 の国立園を含む。

Ⅲ. 外国籍保育者が活躍する事例

名古屋市の N 園は歴史のある保育園であり、2003 年に就労ビザで外国籍保育士を雇用した。しかし、英語や中国語に触れ合う活動を取り入れている N 園は、外国籍保育士や外国語指導を広告塔としているわけではなく、男性保育士はもとより、障害者保育士やシニア保育士も雇用し、「社会に本来ある多様性」を積極的に保育園に取り入れることを趣旨としている。

筆者は 2015 年夏頃から当園に勤める外国籍保育士の L 氏を知り、その後何回か交流する機会があった。ここでは 2015 年 8 月 25 日に筆者が担当する「多文化保育」の科目でゲスト講師として N 園の園長と L 氏を迎えた際に、L 氏が語った内容を中心に整理して記す。

L 氏は中国出身で高校卒業後、日本へ留学し、日本語学校を通った後に福祉系の大学に入学した。在学中に社会福祉を学んでいるうちに、大学の教育活動と指導教員の影響を受けて保育士に関心を持つようになり、保育士の資格を取得した。保育士の夢を追う過程で L 氏が直面する最初の課題は就職活動であった。日本の就職事情について詳しく分からない上に、外国籍保育士を受け入れる園がなかなか見つからず、あきらめようとしたこともあったという。ある日、「多文化」というキーワードでインターネットで検索したら N 園にたどり着いて早速連絡を取ってみた。面接などを経て 2010 年 4 月から N 園に勤めるようになり、その年に開催された上海万博にも引率者として園児を連れて行った。

初年度に L 氏は 2 歳児を担当したが、子どもたちとの関わり方、日本語の表現、絵本の選び方など不安が多かった。自分自身が日本で育てられていないだけに、日本の子どもたちが馴染む絵本や歌や手遊びが何かについて、同期の日本人保育士に比べて特に不足だと感じた。インターネットなどで調べながら先輩にいろいろと教えてもらうほか、仕事以外の時間に一生懸命に練習するようにしていた。その後、2～3 年目は 1 歳児を、4～5 年目は 0 歳児を、6 年目の今年（2015

年現在) はまた 1 歳児を担当するようになった。およそ 3 年目からやっと少し余裕を持って仕事に取り組むことができるようになったという。今も先輩に聞きながらやっていることがあるが、自ら気づくことが増えている。専門性を高めるには自分の努力はもちろん必要だが、先輩たちとのコミュニケーションがとても大切だと L 氏は言う。

N 園は中国語に触れ合う活動も展開している。L 氏は中国語指導を担当し、中国語の歌や言葉を教えている。その時に自分もつクラス以外の子どもたちと触れ合うこともできる。子どもたちが中国語に興味を示した際に自分の仕事にやりがいを感じている。また、中国籍の子どもも複数在園しているが、その保護者たちは日本語能力や日本文化への理解がまちまちである。中国人の保育士がいると知ってこちらの入園を申請した中国系家庭もあるそうである。日本語を知っている保護者であっても、日本の保育を知らないのは殆どである。保護者から聞かれたどろんこ遊びって何、水遊びや夏祭りって何というような質問に対し、日本と中国の両方を知る L 氏だからこそ、保護者の戸惑いを理解しながら丁寧に説明することができる。保護者たちは腑に落ちる説明で納得した笑顔を見せる度に、自分の仕事のやりがいを感じている。日本以外の母国を持ちながら日本で過ごしている子どもの言語習得については、保護者の意向によって日本語中心や母語中心など様々だが、園では基本的に日本人の子どもたちと同じく日本語中心で対応している。また、いじめの有無が外国人保護者によくある心配事だが、園の保育の様子と子どもの在園時の様子を L 氏を通して詳しく知ると、不安が減り、子どもを安心して預けることができているよう思われる。

最後に L 氏は困難を克服するには、周囲の支えが必要とのことと、自分自身が常に前向きで努力することが不可欠だとまとめた。N 園の園長は多文化保育で大事なことが「相手の文化を知る」ことだと指摘した。例えば、日本では床に座るのが普通だが、中国では立ったり腰かけたりするのが一般的である。またしつけや虐待に対する見方も違う。重要なのは「日本の価値観で判断するのではなく、歩み寄り」ことだという。

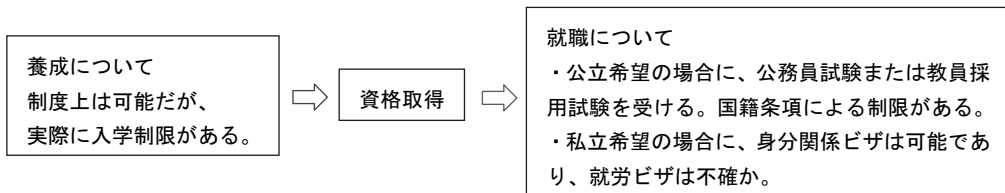
この事例からは次のことが分かる。第一に、保育士に就職する場合の就労ビザの取得が可能である。実際に、N 園は L 氏の就労ビザを申請した際に、担当する役人から前例がないといった判断されたが、弁護士と相談しながら最終的に取得できた。第二に、外国籍保育者が保育士に勤めた際に直面する厳しさは克服不可のものではない。L 氏は就職した最初の数年間にいろいろな不安を抱えていたが、その多くは日本人の新米保育士も抱えるものである。外国籍保育士が持っているハンディキャップは自分自身の努力で専門性を高めてそれを補うことができる。第三に、多文化保育に対する園の方針は外国籍保育者の採用に大きくかかわる。普段から多文化保育に力を入れている N 園だけに、L 氏のビザ取得をあきらめず、実際の保育活動では多文化に対する寛容な雰囲気づくりを実践している。こうした環境のなかでこそ、L 氏は周囲に支えられ、一人前の保育士に成長することができたと言える。第四に、外国籍保育士は決して子どもたちに外国語または母語を教えたり、コミュニケーションの手助けをしたりするような存在だけではない。子どもの発達をサポートし保護者の子育てを支援するという立場でより豊かで安心な保育・教育活動

の充実に努める存在である。その過程では外国人の子どもと保護者に安心を与えると同時に、日本人の子どもと保護者に多文化の豊かさと相互理解の可能性を提示する存在になっている。

IV. 結論

以上の考察により、外国籍保育者の受入制度については図3の通りであり、そこに次の問題が存在していると指摘できる。第一、外国籍保育者の養成は制度上可能だが、現実に養成校における留学生等の受入が少なく、日本国籍という暗黙の前提が存在していると言える。第二、外国籍保育者の就職には就労ビザの取得困難と国籍条項の課題がある。しかし、そのいずれも法律の根拠がなく、慣習として存在しているに過ぎない。一点目は二点目に制約されるため、二点目の改善がより根本である。また、特別永住者のほかに、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を持つ外国人は、在留期限の懸念をもつものもあるが、保育者への就職は制度上で開かれており、特に私立園への就職は十分可能なものである。養成校としては、日本語能力や実習先の確保などいろいろな課題があるが、保育現場には多様な文化背景をもつ子どもが増加に対し、現場のニーズを踏まえながら、外国籍保育者の養成を含む多文化教育をいっそう進めることが今の時代に求められている。

図3 外国籍保育者の受入制度の現状



出所：筆者作成。

また、外国籍保育者の養成は日本における働き手の確保に止まらず、国際貢献の意義も大きい。アジアの中の先進国としての日本の幼児保育・教育に関心をもつ国や地域が多く存在し、国際社会で日本の幼児保育・教育を学ぶニーズがある。日本での就職を前提としない交換留学生等の保育者養成が考えられないのだろうか。実際に日本語能力、実習先の確保や実習指導などの多くの課題が予想され、ひとつずつ丁寧に検討していくことが必要であるが、まずは大学、施設や学校、養成協議会等の関係組織の協力と意識転換が求められる。留学生を含む外国籍保育者の養成は多文化する日本社会の課題に対応するだけでなく、保育士不足、大学入学者の減少、保育者養成の国際交流にも貢献できる一石四鳥の対策になる可能性が十分ある。今後具体的な課題とモデルコースを吟味しながら検討していきたいと考える。

【注】

- (1) 日本が単一民族の社会だという認識は戦後定着した神話にすぎず、戦前は混合民族論で北海道先住民や植民地の人々の同化と統合を図っていたと指摘されており、詳しくは次の文献を参照されたい。小熊英二『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社、1995年。
- (2) 「小学校生活スタート 4人に3人が外国籍 知立東小」毎日新聞、2017年4月7日、地方版。<https://mainichi.jp/articles/20170407/dtl/k23/100/209000c> (2017年8月12日閲覧)
- (3) 特別永住者とは戦前から日本に在留している在日韓国人、朝鮮人、台湾人と彼らの子孫である。特別永住者という在留資格は新たに日本にやってきた外国人も取得可能なものではないという点で、他の27種類の在留資格と異なる。
- (4) 法務省入国管理局「平成28年末現在における在留外国人数について(確定値)」(平成29年3月17日) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html (2017年8月12日閲覧)
- (5) 名古屋市HPで掲示された統計データを参照。
<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-5-5-7-0-0-0-0-0-0-0.html> (2017年3月3日閲覧)
- (6) 国会会議録より。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/192/0305/19210180305004a.html> (2017年3月7日閲覧)
- (7) 国会会議録より。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/192/0305/19210180305004a.html> (2017年3月7日閲覧)
- (8) 国際連合広報センター「難民と移民の定義」(2016年12月13日) http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/22174/ (2017年8月12日閲覧)
- (9) 多文化子育てネットワーク「多文化子育て調査報告書」<http://www.tabunkakosodate.net/japanese/report.html#second> (2017年8月12日閲覧)
- (10) 佐久間孝成『外国人の子どもの不就学』勁草書房、2006年。
- (11) 1999年6月にブラジル人が多く入居している愛知県豊田市の保見団地で一部の外国人住民と右翼、暴走族関係者らとの間で緊張が高まって機動隊が出勤する事態まで発生した。その背景には1980年代以降増え続けた外国籍住民に対する社会統合施策の不足があった。近年、行政やボランティア団体による日本語学校、外国人住民と日本人住民との交流促進活動などの支援が積極的に行われるようになっている。
- (12) NHK番組、ETV特集「暮らしと憲法 第2回 外国人の権利は」(2017年5月13日放送)。
- (13) 鈴木克義「急速なグローバル化と国際保育者養成のニーズ～外国人保育士への日本語教育と、英語保育者の養成を急ごう～」『常葉大学短期大学部紀要』第46号、2015年12月、pp.97-104。
- (14) 『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf> (2017年2月10日閲覧)。検討対象の施設は国家戦略特区における全て又は多くの入所児童が外国人である認可外保育施設であり、極めて限定的なものであった。それでも、2017年3月1日に筆者は国家戦略特区の東京都の福祉保健局保育支援課保育人材係に外国の保育士資格が容認された事例があるかどうかを電話で問い合わせたら、担当者から東京都のみならず日本全国で外国での保育士資格が認められていないという回答であった。
- (15) その考察について次の文献を参照されたい。田村滋男『『保育者』と『保育士』について』『永原学園・西九州大学短期大学部紀要』第44号、2014年3月、pp.1-10。
- (16) 「外国につながる学生のための奨学金制度「神遊協・神福協奨学金」」http://www.yokohamamca.ac.jp/group_top/admission/scholarship_foreign.html (2016年12月10日閲覧)
- (17) ただし、外国籍の者は「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれの在留資格を有する者、または取得見込み者に限定されている。http://www.yokohamamca.ac.jp/images/group_top/admission/application_requirements.pdf
- (18) 「2017年度保育士をめざす外国につながる若者の将来を支える神遊協・神福協奨学金募集要項」の応募資格による。http://www.yokohamamca.ac.jp/images/group_top/admission/application_requirements.pdf (2017年2月28日閲覧)

- (19) 「外国につながる学生のための奨学金制度～神遊協・神福協奨学金について～」http://www.yokohamaymca.ac.jp/images/group_top/admission/yy2016_foreign_teezer.pdf (2017年2月28日閲覧)
- (20) ただし、卒業後も就職活動を継続する場合に一定の手続きをすれば、6カ月の在留期間、更に1回の更新が認められる「特別活動」の在留資格が得られる。また、対象となる地方公共団体が実施する就職支援事業に参加した場合に更に在留期間の更新が認められる。最長で卒業後2年間で「特別活動」の在留資格で就職活動を行うことができる。詳しくは次の法務省ホームページを参照されたい。http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html (2017年8月14日閲覧)
- (21) 例えば、次のホームページをご参照ください。一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会大専各留學生支援サイト、<http://www.daisen-ryugaku.com/trainingguide/visa/> (2017年2月28日閲覧)、株式会社T.G.T、<http://www.tgt-jp-vn.com/faq.html> (2017年2月28日閲覧)
- (22) 近藤敦「ヨーロッパにおける外国人の公務就任—『新たな当然の法理』—」『エコノミクス』第2巻第1号、1997年8月、p.202。
- (23) 「昇格可能、ポストは制限 愛知県と名古屋市」『朝日新聞』2005年1月27日、25頁。
- (24) 「地方公務員採用国籍条項調査(2010年12月末現在)」http://www.mindan.org/www/aichi/front/news_view.php?no=1474 (2017年8月14日閲覧)。保育職3名のうちは、名古屋市1名、大府市1名、清須市1名であった。
- (25) 厚生労働省「平成27年社会福祉施設等調査の概況」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/15/index.html> (2017年8月13日閲覧)。文部科学省「学校基本調査—平成28年度結果の概要—」http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1375036.htm (2017年8月13日閲覧)。内閣府「認定こども園の数について(平成28年4月1日現在)」<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuu.pdf> (2017年8月13日閲覧)

(名古屋経営短期大学子ども学科 准教授)